

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月27日

京都市人事委員会委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第6号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 経験者採用試験

学校教育法による大学卒業程度の学力を有し、かつ、別に定める民間企業
その他の団体等において、別に定める期間の職務経験を有する者を対象とす
る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市職員任用規則第3条第2項第4号の規定は、こ
の規則の施行の日以後に募集を開始する競争試験について適用し、同日前に募集
を行った競争試験については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局)